

地域計画

策定年月日	令和6年2月20日
更新年月日	()
目標年度	令和15年度
市町村名 (市町村コード)	羽曳野市 (272221)
地域名 (地域内農業集落名)	碓井地区 (碓井)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	19.7 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	0 ha
② 田の面積	19.0 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	0.7 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	8.0 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	2.2 ha
(参考)区域内における70才以上の農業者の農地面積の合計	9.0 ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	2.8 ha
(備考)	

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における70才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

碓井地区は石川(一級河川)に隣接しており、本市の特産品である「いちじく」「碓井豌豆」の主な生産地域である。当該地区においては全ての農地が農道及び水路に接しているわけではないため、車の搬入・搬出がしづらく、利用実態が悪い農地が多数存在する。農道についても狭隘な道が多いことから営農がやりにくい。またアンケート結果では、約4割の農地で農業従事者が70歳以上、約5割の農地では後継者がいない、若しくは不明という結果となったことから、将来的には高齢化により耕作者が減少し、遊休農地が増加することが懸念される。

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

碓井地区で昔から生産されている、「いちじく」「碓井豌豆」等を後世に残していくため、本市内外から碓井地区の農地を利用する者を確保。栽培方法の継承等の育成を行い、伝統ある作物の味を残していく。また上記の課題で示したとおり当該地区においては農道に接していない農地や狭隘な農道が多数あることから基盤整備の必要性について考え、営農環境の改善を図るだけでなく、農業者の憩いの場や学びの場としての農空間地域を目指す。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
碓井地区の農地利用は、認定農業者・認定新規就農者などの中心経営体及びこれらを目指す者、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者に優先的に集積・集約を行い、中心経営体(担い手)の受入れを促進する。営農継続や耕作が難しくなった農地については、遊休農地化しない取組みとして、中心経営体へ貸出しを申出いただけるよう、農業委員とも連携を図る。			
(2) 担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	14	%	将来の目標とする集積率
			26 %
(3) 農用地の集団化(集約化)に関する目標			
担い手が利用する農地面積の筆数及び面積は、37箇所、平均47a(令和4年度時点)			
意向調査にて貸付意向が判明した農地を中心に10年後の令和15年度までに中心経営体及び新規就農者に集約し、規模拡大を促進する。			

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1)農用地の集積、集団化の取組
主に認定農業者や新規就農者の栽培面積の拡大を促進するとともに、担い手への農地集積を図る
(2)農地中間管理機構の活用方法
地域の農地を農地バンク(大阪府みどり公社)に貸し付け、担い手の経営意向を踏まえ、段階的に集積・集約化する。その際所有者の貸付意向時期に配慮する。
(3)基盤整備事業への取組
農地の活用について今後の見通しがついた時点で、整備が必要な箇所を精査し、農作業効率の向上や生産力の維持を図るため、地域の農空間づくりについて検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組
本市の特産品である「いちじく」「碓井豌豆」を積極的にPRし、販売経路等の安定を確保することで新規参入者の経営安定に寄与する。 新たに入作を検討している就農者に、JAや行政等関係機関が必要な支援を行えるサポート体制を構築し、新規参入者の確保を図る。 収益農産物栽培で成功している農業者から、品質向上や改良方法等の研修を行うよう取り組む。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業体等への農作業委託の取組
各個人が自身の営農形態を考慮した上で、農作業委託の活用について検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨その他	

【選択した上記の取組内容】

イチジクに対して、モグラの被害が拡大しないよう罠(専用捕獲機)を設置するとともに、被害情報があつた場合には速やかに対応できる体制を構築するよう検討する。

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度:令和 15 年度)				
		経営作目等	経営面積	作業受託面積	経営作目等	経営面積	作業受託面積	目標地図上の表示	備考
認農	A	果樹、野菜	0.3 ha	- ha	果樹、野菜	0.4 ha	- ha	A	
認就	B	果樹、野菜	1.1 ha	- ha	果樹、野菜	1.1 ha	- ha	B	
認就	C	果樹、野菜	1.0 ha	- ha	果樹、野菜	1.5 ha	- ha	C	
認就	D	果樹、野菜	0.4 ha	- ha	果樹、野菜	0.7 ha	- ha	D	
認就	E	果樹、野菜	0.1 ha	- ha	果樹、野菜	0.2 ha	- ha	E	
利用者	F	野菜	0.2 ha	- ha	野菜	- ha	- ha	F	
認就	F	野菜	- ha	- ha	野菜	0.3 ha	- ha	F	
利用者	G	果樹、野菜	0.1 ha	- ha	果樹、野菜	- ha	- ha	G	
認就	G	果樹、野菜	- ha	- ha	果樹、野菜	0.3 ha	- ha	G	
認就	H	野菜	- ha	- ha	野菜	0.4 ha	- ha	H	
認就	I	果樹、野菜	- ha	- ha	果樹、野菜	0.4 ha	- ha	I	
利用者	J	野菜	- ha	ha	野菜	0.1 ha	- ha	J	
計	12経営体		3.2 ha	0 ha		5.4 ha	0 ha		

注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業体(農協を除く)は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。

2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。

3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。

4:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。

5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

5 農業支援サービス事業体一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目
1	大阪南農業協同組合	田植え委託	水稻
2	大阪南農業協同組合	稲刈り委託・ライスセンター利用	水稻
3	大阪南農業協同組合	保全管理(草刈り・トラクター作業)	休耕地

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)		うち計画同意者数(人・%)	
-------------	--	---------------	--

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。
注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。
注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。